

## 細則

### 第1編 総則

#### 第1条（細則の目的）

この細則は、定款第48条により会務を執行するために必要な事項を定める。

### 第2編 通則

#### 第1章 会員

#### 第2条（入会手続き）

会員になることを希望する者は、日本助産師会会員管理システムによる申請又は所定の方法により入会手続きを行わなければならない。

2. 入会するものは10,000円（公益社団法人日本助産師会の入会金10,000円）の入会金を納めなければならない。
3. 本会は、理事会の承認を得て、入会申し込み・入会金・会費を受け取ると共に、会員名簿に登録しなければならない。

#### 第3条（特別会員）

定款7条の3項に規定する高齢とは、満80歳以上の正会員をいう。

#### 第4条（名誉会員）

正会員の中から名誉会員を選出することができる。名誉会員は、会長および理事会で推薦され総会で承認された者とする。

2. 名誉会員の規定は別にこれを定める。

#### 第5条（退会手続き）

正会員及び特別会員が退会をしようとする時は日本助産師会会員管理システムによる申請又は所定の退会届の提出により、届けなければならない。

2. 公益社団法人日本助産師会への退会手続きは前項の申請又は届出に基づき行うものとする。
3. 前項の場合において本会は会員名簿の登録を抹消しなければならない。

#### 第6条（住所又は勤務地等の変更）

入会時に届け出た内容に変更が生じたときは速やかに、日本助産師会会員管理システムによる申請又は所定の変更届の提出により届け出なければならない。

2. 公益社団法人日本助産師会への変更についても前項の方法により行うものとする。

## 第7条（除名）

定款12条によって会員を除名した場合、速やかに公益社団法人日本助産師会に届け出なければならない。

2. 定款12条によって除名された会員は、公益社団法人日本助産師会の総会に出席した代議員の3分の2以上の同意がなければ再び正会員及び特別会員になることはできない。

## 第2章 入会金及び会費

### 第8条（入会金及び会費の額）

正会員は1カ年25,000円（公益社団法人日本助産師会の会費15,000円を含む）、特別会員は1カ年20,000円（公益社団法人日本助産師会の会費15,000円を含む）を払う。

2. 会費は、原則として公益社団法人日本助産師会会費とともに自動引き落としとする。

3. 会費は2月23日頃に翌年度分の会費を銀行又は郵便局にて自動引き落とされる。但し、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。

4. 入会金は10,000円（公益社団法人日本助産師会入会金10,000円）とする。

## 第3章 総会

### 第9条（議事）

通常総会の議事事項は、次の通りとする。

- (1) 報告事項：理事会報告・事業報告・会計報告・委員会報告・監査報告
- (2) 議決事項：新事業計画及び予算案
- (3) 選挙
- (4) その他重要な事項

## 第4章 理事会

### 第10条（任務）

理事会は、次の各号にあげる事項について協議する。

- (1) 会務の処理に関する事項
- (2) 前号により、処理した会務の通常総会報告に関する事項
- (3) 資産を預ける金融機関の選定に関する事項
- (4) 会長の委嘱する委員の承諾に関する事項
- (5) 必要のある場合は、特別委員会の設置に関する事項
- (6) その他

2. 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、評決には加わらない。

#### 第11条（議案）

理事会は、議案を用意しなければならない。

#### 第12条（議事録）

議決の事項は議事録に記載し、議長及び出席理事2人以上が署名捺印する。

2. 議事録は事務局に常設する。

#### 第13条（負債）

理事会は総会の議決なしでは、50万円以上の負債をつくることはできない。

### 第5章 専門部会

#### 第14条（構成）

助産所部会・保健指導部会・勤務部会の3部会をおく。

2. 各部会は、それぞれ部会長・副部会長・書記を定める。

3. 助産所部会部会長・保健指導部会部会長・勤務部会部会長が理事となる。

#### 第15条（部会の任務）

各部会員が会の目的に沿った活動ができるように、調査・審議する。

2. 公益社団法人日本助産師会の各部会と連携をもって活動をする。

3. 役員改選の前年度最後の通常理事会に、後任の部会長を選出し届け出なければならない。

#### 第16条（部会定例会）

各部会は年に1回以上の定例会を開催するように努めなければならない。

2. 定例会の議事録を残さなければならない。

3. 議事録は事務局に常設する。

### 第6章 委員会

（常任委員会）

#### 第17条（会合）

常任委員会は年1回以上の定例会議を行う。

#### 第18条（構成）

常任委員会は3名以上とし、委員の互選によって、そのうち1名を委員長・1名を担当理とする。

2. 委員長・担当理事は兼ねることができる。

#### 第19条（任命）

常任委員は3部会で選出し理事会の承認を得て、会長が任命する。

2. 常任委員は複数兼ねることができる。

#### 第20条（任期）

常任委員の任期は2年とし、再任できる。

#### 第21条（委員長の任務）

委員長は、委員会を招集しその議長となる。

#### 第22条（評決）

委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

#### 第23条（議案）

委員会には、議案を準備しなければならない。

#### 第24条（記録）

議決の事項は、議事録を残さなければならない。

2. 議事録は事務局に常設する。

（各常任委員会の任務）

#### 第25条（広報委員会の任務）

広報委員会は、会の内外への広報に関する事項に預かる。

#### 第26条（教育委員会の任務）

教育委員会は、会員の教育に関する事項に預かる。

#### 第27条（組織強化委員会の任務）

組織強化委員会は、会員の情報に関する事項に預かる。

2. 会員の入退会の事務を行う。
3. 会員のデータベースの管理をする。
4. 会員名簿の発行をする。

#### 第28条（安全対策委員会の任務）

安全対策委員会は、安全対策と災害対策に関する事項に預かる。

2. 安全対策は、会員の業務の安全に関する事項
3. 災害対策は、災害時の会としての対策に関する事項

### 第29条（公益事業委員会の任務）

公益事業委員会には「子育て・女性健康支援センターやまぐち」をおき、全ての会員による維持・運営を原則とする。

### 第30条（特別委員会）

特別委員会は、常任委員会に準ずるものとする。

2. 特別委員会は、必要時理事会の議決を経て設置する。
3. 特別委員会は、任務が終了した時に解散する。

## 第7章 選挙

### 第31条（執行部役員、監事、理事選挙）

執行部役員及び監事は選挙にて選出する。

2. 執行部役員以外の理事は改選前年度の理事会で承認を受け、理事会の推薦により、総会において承認する。

### 第32条（選挙規定）

選挙に関する規定は、別にこれを定める。

## 第8章 財産及び会計

### 第33条（報酬）

役員等の報酬に関する規程を別にこれを定める。

### 第34条（弔慰金）

弔慰金給付に関する規程を別にこれを定める。

### 第35条（旅費）

旅費に関する規程を別にこれを定める。

### 第36条（経理）

経理に関する規定を別にこれを定める。

### 第3編 公益社団法人日本助産師会との連携

#### 第37条（法人会員）

本会は、公益社団法人日本助産師会に入会し、公益社団法人日本助産師会の法人会員となる。

2. 本会は法人会員の代表者として、会長・代議員を選出する。

3. 代表者は、公益社団法人日本助産師会の通常総会・評議員会等に出席し、公益社団法人日本助産師会の事業との連携を図る。

#### 第38条（会員）

本会の正会員及び特別会員は、公益社団法人日本助産師会の正会員及び特別会員となるものとする。

2.（入会手続き）

正会員及び特別会員は、本会を通じて公益社団法人日本助産師会の入会手続きをするものとし、公益社団法人日本助産師会の入会金 10,000 円を、納入する、

3. 本会の正会員は公益社団法人日本助産師会の会費 15,000 円を、本会会費とともに2月末までに納入する。

#### 第39条（代議員）

代議員は前年度の総会後から、当年の総会までを任期とする。

2. 代議員は任期中の本会の理事会に出席しなければならない。

3. 代議員は、公益社団法人日本助産師会の通常総会に出席しなければならない。

4. 代議員は、会長又は副会長が担う。

#### 第40条（代議委員の任務）

代議委員は、公益社団法人日本助産師会総会での選挙権及び決議権をもつ。

2. 代議委員は、公益社団法人日本助産師会総会に出席して、選挙及び決議を行う。

3. 代議員は公益社団法人日本助産師会総会出席にあたり、本会会員の意見を聴取して出席し、議決事項について本会会員に報告するものとする。

#### 第41条（中四国地区会議）

中四国地区会議に会長が出席する。

2. 中四国地区で行う行事にはお互い協力する。

#### 第4編 細則の変更

##### 第42条（細則の変更）

この細則の変更は、総会における議決を経なければならない。

##### 附則

この細則は、平成23年12月1日から施行する。

この細則は、平成25年4月27日から第4条を改訂し施行する。

この細則は、令和7年5月11日から第33条を改訂し施行する。

この細則は、令和8年5月10日から第2条、第5条、第6条、第34条、第35条、第36条を改訂し施行する。